

【質問】最近、県内でも新型インフルエンザの患者が増えています。新型インフルエンザの診療体制が変更されるとの報道でした。どのように変わるのですか。

(38歳・主婦)

新型インフル診療体制変更

【回答】7月14日時点で、

本県の新型インフルエンザの累計患者数は16人となっていて、このうち

8人に渡航歴があり、そのうち、県内でも1人感染が始まったと思われる。今後少しずつ感染者が増えることが危ぶまれます。

海外に目を転ずると、冬を迎えている南半球では新型インフルエンザが猛威を振るっています。北半球が



から重症者への適切な医療提供へと移すことにしました。

者は自宅療養とし、入院は重症者だけとする—という内容です。

発熱や咽頭(いんとう)痛などの呼吸器症状がある人のうち、かかりつけ医を持っていない人はまずかかりつけ医に電話してください。どこを受診す

一般医療機関でも診察

冬になると今度は北半球で新型インフルエンザの大流行が起こることになります。

国は秋冬の大流行を見越して新型インフルエンザ対策の変更を発表しました。新型インフルエンザの封じ込めは無理と判断し、対策の重点を感染拡大防止

新しい医療体制の柱は次の3本です。①発熱相談センターは、受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介など電話による情報提供を行う②外来部門においては、現在発熱外来を行っている医療機関だけでなく、一般の医療機関でも診察を行う③軽症

ば良いか分からない人は、発熱相談センターに電話してください。医療機関の中には、発熱患者の診療時間が決まっている所があるので、必ず事前に電話して確認しましょう。また他人にうつさないようにマスクをして受診してください。

軽症者は7日間自宅療養

自宅で療養する人は症状が始まった日から7日目まで、または熱が下がった日から2日を経過するまで自宅に待機してください。水分を十分にとり、定期的に部屋を換気し、病院の薬は最後まで飲み切りましょう。家族にうつさないように、手をまめに洗い、せきをする際のエチケットを守り、個室で療養しましょう。

新型インフルエンザの毒性は季節性インフルエンザと変わらないことが分かっていますが、糖尿病や呼吸器疾患などの慢性疾患を持っている人や妊娠している人は重症化しやすいので、早めに受診されることをお勧めします。

(県医師会)